

埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク（以下「県産品マーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 県産品マークを使用する者は、あらかじめ埼玉県建設資材県産品製造会社紹介制度に登録した後に、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して建設管理課長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- 一 埼玉県内の地方公共団体が使用するとき。
- 二 報道機関が報道及び広報目的で使用するとき。
- 三 その他、建設管理課長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 建設管理課長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、県産品マークの使用を承認する。

- 一 埼玉県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人又は団体、政党、宗教団体、暴力団を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 県産品製造会社の要件を満たしていないとき。
- 六 その他、その使用が著しく不相当であるとき。

2 前条の承認は、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 県産品マークの使用承認期間は3年以内（使用開始日の翌々年の12月31日まで）とする。

4 既に使用承認を受けている者が、継続して使用承認を受けるときは、使用承認期限が満了する3か月前から10日前までの間に申請をしなければならない。

(使用上の遵守事項)

第4条 県産品マークの使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 県産品マークを使用する際には、承認番号、製造会社名、本店（本社）及び工場の住所を記載すること。ただし、パンフレット等の製造会社名、本店（本社）及び工場の住所が県産品マークと同面に記載されている場合に限り、製造会社名、本店（本社）及び工場の住所を省略することができる。
- 二 使用するデザインは、別添「デザインガイドマニュアル」に定めたものとする。

三 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。

ただし、建設管理課長が認めた場合はこの限りでない。

四 県産品マークを使用する際に生ずる費用は、当該使用承認を受けた者が負担すること。

五 承認された用途のみに使用すること。

六 年間の使用実績を、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用状況報告書（様式第3号）により翌年1月末までに報告すること。

（承認内容の変更）

第5条 県産品マークの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用変更申請書（様式第4号）を建設管理課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請の承認後も、前条を遵守しなければならない。

（違反等に対する取り扱い）

第6条 県産品マークを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）があったときは、建設管理課長はその使用の差し止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用している者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 県産品マークの使用承認を受けた者が、この要領に違反したときは、建設管理課長はその承認を取り消すとともにその使用の差し止めの請求等を行う。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、建設管理課長はその責めを負わない。

3 前2項の請求等を行った者の情報は、埼玉県ホームページにて公表することがある。

（社名変更等）

第7条 県産品マークの使用承認を受けた者が、製造会社名変更、本店（本社）及び工場の移転等を行った場合には、埼玉県建設資材県産品製造会社紹介制度に変更を申し出るとともに、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用変更届出書（様式第4号）により届出なければならない。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、県産品マークの取り扱いに関する必要な事項は、建設管理課長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成25年2月28日から施行する。

2 平成25年3月31日までに申請があったものは、使用開始日を承認日又は平成25年4月1日のいずれか遅い日とし、平成25年12月31日までに申請があったものは、使用終了日を平成26年12月31日までとする。

附 則

この要領は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 第3条第3項について、令和2年1月1日以降の新規承認または継続承認から適用する。

様式第1号（第2条関係）

埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用承認申請書（新規・更新）

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県建設管理課長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、県産品マークを使用したいので埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用取扱要領第2条に基づき申請します。

記

1 埼玉県建設資材県産品製造会社紹介制度

紹介されている 紹介されていない
※どちらかに○をつけること

2 申請者の本店住所、本社住所

本店住所 ：
本社住所 ：

3 県産品の製造工場住所

製造工場住所：

4 対象となる建設資材県産品 （一般名称で記載）

5 連絡先

担当者氏名：
所属、役職：
電話番号 ：
電子メールアドレス：

6 添付書類

県産品マーク利用企画書（使用用途、レイアウト、スケッチ、原稿等）

※本店とは商業登記上の会社の主たる事務所をいい、本社とは会社の最も中心となる事務所をいう。

※申請者が共同企業体の場合は、共同企業体協定書等（出資割合を含む）の写しを提出すること。

※電子申請となる場合は、この様式と異なる場合がある。

様式第2号（第3条、第5条関係）

埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用（変更）承認書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県建設管理課長

令和 年 月 日付けで申請のありました県産品マークの使用（変更）については、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用取扱要領第3条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

令和 年 月 日付け埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用（変更）承認申請書の内容のとおりとする。

2 承認番号

3 使用承認期間

令和 年 月 日（承認日）から令和 年12月31日まで

4 承認条件

埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用取扱要領を遵守すること。
毎年1月末までに年間の使用実績を、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用状況報告書（様式第3号）により報告すること

5 県産品マークの付与

別添の県産品マークを付与する。

様式第3号（第4条関係）

埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用状況報告書

承認番号

使用者名称・代表者名

担当者名・電話番号

建設資材の 品目・種類	使用用途	販売期間	販売総額	うち県内工事 販売金額	販売・使用実績	備考
	<input type="checkbox"/> 建設資材 <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 ~ 年 月	円		埼玉県 件 県内市町村 件 国の機関 件 その他 件	
	<input type="checkbox"/> 建設資材 <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 ~ 年 月	円		埼玉県 件 県内市町村 件 国の機関 件 その他 件	
	<input type="checkbox"/> 建設資材 <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 ~ 年 月	円		埼玉県 件 県内市町村 件 国の機関 件 その他 件	

- ※ 使用用途として、名刺などの製品全般にわたるものは、金額ではなく枚数等を記載すること。
- ※ 使用状況の写真を添付すること。
- ※ 電子申請となる場合は、この様式と異なる場合がある。

様式第4号（第5条、第7条関係）

埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用変更届出書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県建設管理課長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

令和 年 月 日の使用承認の内容について、埼玉県建設資材県産品シンボルマーク使用取扱要領第5条に基づき、下記のとおり変更したいので届出します。

記

（変更内容）

デザインガイドマニュアル

(形状)

第1条 埼玉県建設資材県産品シンボルマーク（以下「県産品マーク」という。）は、次の2種類とする。2つのいずれを使用してもよいものとする。

- 一 県産品マーク（カラー）
- 二 県産品マーク（白黒）

(彩色)

第2条 県産品マークの彩色は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 テーマカラーA（CMYK値：K100%またはC30%M30%Y30%K100%） 黒
- 二 テーマカラーB（CMYK値：M90%Y70%） 彩の国レッド

(形状及び彩色の組合せ)

第3条 県産品マークの形状及び彩色の組合せは、別記のとおりとする。

(大きさ)

第4条 県産品マークは、次の大きさまで小さくすることができる。

- 一 だ円の短辺の直径 1cm
- 二 承認番号 6ポイント活字
- 三 製造会社名、本店（本社）及び工場の住所 6ポイント活字

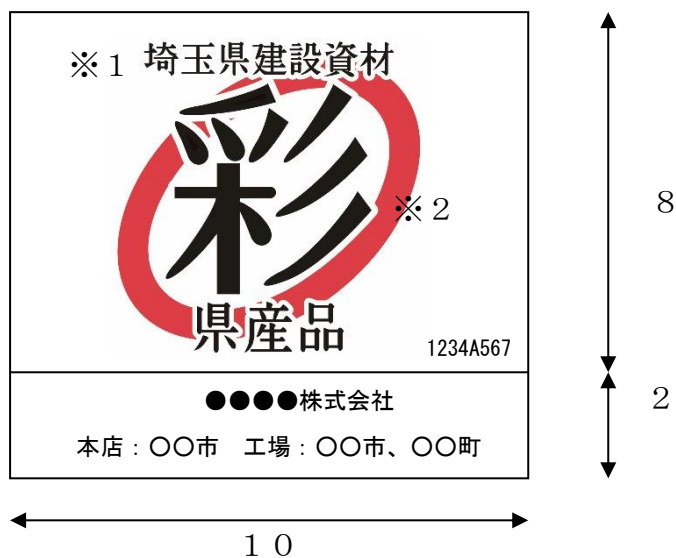
(雑則)

第5条 県産品マークの使用に関し、必要な事項は別に定める。

附則

このマニュアルは、平成25年2月28日から施行する。

一 県産品マーク（カラー）



二 県産品マーク（白黒）



1. 一及び二の※1の彩色はテーマカラーAによる。
2. 一の※2の彩色はテーマカラーBによる。
3. シンボルマーク以外の文字のフォントはゴシック（推奨：MSゴシック）とする。
4. シンボルマーク以外の文字並びに線の彩色は、テーマカラーAによる